

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山下昌彦様

提出者

角谷庄一	森山よしひさ	西徳人
広田和美	出雲輝英	岡崎太
飯田哲史	ホンダリエ	今井アツシ
上田智隆	辻淳子	太田晶也
永井啓介	川嶋広稔	黒田當士
杉田忠裕	土岐恭生	辻義隆
山中智子	井上浩	

(別 紙)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例案

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

「平成30年3月31日」を「平成31年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している政務活動費の月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（抄）

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額は、平成25年3月1日から平成30年3月31日までの間において、同条例第

平成31年4月29日

3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。